

1 期日 令和5年10月31日(火) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

## 2 発表課題

### 国家賠償請求控訴事件(西都市) 令和4年11月9日福岡高裁宮崎支部判決

発表担当: 川口先生

**事案** 宮崎県西都市(Y)の福祉事務所職員が、X(重度の知的障害者)とその弟A(既に生活保護を受けていた。過去に服役歴があり、本件においても、職員に対する粗暴な言動があった。)の父B(当時90歳)がXと一緒に生活保護の受給申請をした。Aは、X及びBに対して身体的、経済的虐待に及んでおり、Yも当該事実を把握していたため、X、Bを障害者虐待防止法ないし高齢者虐待防止法に基づき入所処置することも検討していた。その後、Yによる調査の結果、Xが定期貯金を有することが判明したため、当該事由を理由に生活保護申請を却下する通知を行う際、Aが当該決定に憤怒するおそれがあったため、Bの同意のもとAを同席させて、当該定期貯金の存在及び内容を知らしめた。その後、Aは、Xの本件定期貯金199万円がAにより勝手に引き出し、費消した。

Xが、Xが左記損害を被ったのは、Y市福祉事務所職員が、Aに当該定期貯金の存在を教えたためであり、このことは、①Xを施設に入所させるなどしてXとAとの接触を防止する措置を講ずる義務及び②X名義の本件定期貯金の存在をAに知らせない義務をいずれも怠ったためであるとして、XがY市を被告として提起した国家賠償請求訴訟。

**争点** ①X及びBとAの接触を防止する措置をとる義務の違反の有無、②Xの貯金をAに対して秘匿する義務。

**第一審** ①の接触防止措置義務については、XもBも、施設入所を拒否していたから、仮に、一時的に施設に入所させても、自ら退所するなどして、Aの虐待からの保護の目的が達成されなくなる危険は相当あり、職員の判断に一定の合理性があった、②の貯金秘匿義務については、Xが重度の知的障害者であり、Aが高齢のBの生活保護申請手続を事実上「代行」しており、却下決定通知時にAを同席させなくても、事実上、Bから本件貯金情報を引き出す可能性が高かったから、①②いずれの義務も認められない。→Y市福祉事務所職員の対応に国家賠償法1条1項の違法は認められない。

**本判決** ①については、本件却下決定前にXの入所措置を講じなかったことが著しく不合理とはいえないが、②につき、A市福祉事務所職員が本件定期貯金保有者であるXに対し、保護棄却決定通知に関する情報を提供せず、当該却下決定通知時に、Aを同席させること(それ自体につき、法的根拠はない。)につき、その意向を確認しないまま、同席させた上、Aに、本件定期貯金の存在及び内容を告知したことは、Xから自己の財産を守る機会を奪ったもので、公務員としての職務上尽くすべき注意義務を怠ったもの→国家賠償法上、違法 ⇒原判決取消、請求認容判決

### 特別地方交付税の額の決定取消請求控訴事件(泉佐野市) 大阪高判令和5年5月10日 発表担当: 馬場先生

**事案** 泉佐野市(X)は、総務大臣(Y処分行政庁)から、令和元年12月、令和2年3月の2回、令和元年度の特別交付税の額の決定を受けた(以下、併せて「本件各決定」という。)。これに対して、Xは、本件各決定はふるさと納税として地方税法37条の2及び同法314条の7の規定により個人の都道府県民税及び市町村民税(個人住民税)の特例控除の対象となる寄附金(ふるさと納税寄附金)に係る収入が多額であることをもって、特別交付税の額を減ずるものであって、地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるから、本件各特例規定に基づいてXに対して交付する令和元年度の特別交付税の額を算定した本件各決定は違法であるとして、本件訴訟を提起した。

**争点** 「法律上の争訟」の該当性

**第一審** 法律上の争訟に当たることを前提に、Xの請求を認容して、本件各特例規定が地方交付税法の委任の範囲を逸脱した違法かつ無効なものであるという判断をした。

**本判決** 法律上の争訟に関する判断基準として、「国と地方団体を当事者とする紛争は、個々の国民と同様の立場に立って行うもの(財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合)は格別として、双方が行政権の主体同士として関与する、行政権内部の法適用の適正をめぐる一般公益に係る紛争である限り、法律上の争訟に該当しないと解するのが相当である」「その解決は、行政権内部の調整に委ね、その適正性については、国会審議等の民主的な統制の対象とすることによって確保するのを基本とし、紛争によって、裁判所で解決するのがふさわしいものについて、法律によって特に権限が定められた場合には、裁判所はこれを裁判する権限を持つことになると解すべきである」と判示した。

そのうえで、地方交付税は、地方団体が自ら賦課・徴収するのではなく、国が賦課・徴収した所得税等の国税の一定割合が、地方交付税法に基づく総務大臣による具体的な交付額の算定・決定を経て、各地方団体に配分・交付されること、地方港税の総額は国税の一定額等と決まっており、その全額を地方団体に配分する仕組みとなっており、特定の地方団体への交付税の配分はその他の全ての地方団体への配分と密接不可分であって、Yは全ての地方団体が適正に行政事務を遂行できるよう、地方団体全体の利益を考慮して、税の配分を行うことを目的としていること、地方交付税法においては、同法固有の紛争処理手続や、紛争回避や事務処理手続が設けられていることを挙げた。そして、「以上のような地方交付税法の仕組みや目的等に照らすと、地方団体が国から法律の定めに従い地方交付税の分配を受けることができるか否かに関する紛争は、国と地方団体が、それぞれ行政主体としての立場に立ち、地方団体全体が適正に行政事務を遂行し得るように、法規(地方交付税法)の適用の適正をめぐる、一般公益(地方団体全体の利益)の保護を目的として係争するものというべきである。そうすると、本件争いは、行政主体としての被控訴人泉佐野市が、法規の適用の適正をめぐる一般公益の保護を目的として提起したものであって、自己の財産上の権利利益の保護救済を目的として提起したものと見ることはできないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」には当たらないというべきである」と判示した。

⇒原判決破棄、Xの請求を却下。上告・上告受理申立中。

**参考** 成蹊大武田真一郎教授(行政法)「地方交付税の交付決定の適法性を問う国と泉佐野市の法律関係に関する問題であり、法治主義という点から、『審理しない』という高裁判決は無責任だ」(東京新聞令和5年5月12日)